寝屋川市産後ケア事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、出産をした後間もない時期に支援が必要な母子を対象に、母親の心身のケア、育児サポート等を行い、母親自身がセルフケアをするための能力を育み、母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援することを目的として実施する産後ケア事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（短期入所（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型における実施主体）

第２条　本事業の実施主体は寝屋川市とする。ただし、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院、診療所及び助産所を運営するものであって、次の各号に掲げる要件を満たすものに本事業を委託することができる。

⑴　入所室（病室又は妊婦、産婦若しくはじょく婦を入所させる室）を有すること。

⑵　助産師、保健師又は看護師が配置できること。（短期入所（ショートステイ）型を委託する場合は、24 時間体制で１名以上の助産師、保健師又は看護師を配置できること。）

⑶　第５条の表中区分短期入所（ショートステイ）型又は通所（デイサービス）型に規定するサービスの内容が提供できること。

⑷　産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の産後の短期入所（ショートステイ）型や通所（デイサービス）型業務について実績を有する、または分娩を取り扱っていること。

⑸　寝屋川市との適切な連絡体制が確保できること。

２　前項に定める要件の審査及び募集の手続きについては、この要綱を定める事務を担当する部長（以下「担当部長」という。）が別に定める。

３　本事業につき、前年度までに寝屋川市からの委託を受け、適切に実施したものであって、第１項に掲げる要件に合致し、引き続き事業の実施を希望する場合には、前項に定める手続きによらず契約の相手方とすることができる。

（居宅訪問（アウトリーチ）型における実施主体）

第３条　本事業の実施主体は寝屋川市とする。ただし、次の各号に掲げる要件を満たすものに本事業を委託することができる。

⑴　寝屋川市在職助産師等であること。

⑵　第５条の表中区分居宅訪問（アウトリーチ）型に規定するサービスの内容が提供できること。

⑶　寝屋川市との適切な連絡体制が確保できること。

（対象者）

第４条　本事業の対象者は、寝屋川市の区域内に居住する生後１歳未満の乳児及びその母親であって、当該母親については、産後ケア事業を必要とする者とし、当該乳児については、自宅において療養が可能である者とする。ただし、短期入所（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型にあっては、委託先事業者（以下「事業者」という。）の実施条件により生後４か月未満の乳児及びその母親とすることを可能とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、本事業の対象者としない

⑴　母子のいずれかが感染性疾患に罹患している者

⑵　母子のいずれかに入院加療の必要がある者

⑶　母子のいずれかに心身の不調、疾患があり、医療的介入の必要がある者（医師により、産後ケア事業において対応が可能であると判断された者を除く。）

３　第１項の規定にかかわらず、担当部長が必要と認める場合は、利用対象とすることができる。

（サービス内容）

第５条　本事業のサービス内容は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

区　分	サービスの内容	
短期入所（ショートステイ）型（宿泊利用）	原則として利用開始時刻から 24 時間以内の施設の利用とし、その間に３食の食事提供を行うこと。	ア　母親の身体的ケア及び保健指導（授乳指導、沐浴指導等）、栄養指導 イ　母親の心理的ケア ウ　適切な授乳が実施できる

通所（デイサービス）型 （日帰り利用）	原則として利用開始時刻から９時間以内の施設の利用とし、その間に２食の食事提供を行うこと。	ためのケア（乳房ケアを含む。） エ　育児の手技についての具体的な指導及び相談 オ　生活の相談、支援
居宅訪問（アウトリーチ）型 （訪問型）	概ね３時間を１回とする。	

（利用回数）

第６条　本事業を利用することができる回数は、次のとおりとする。

⑴　短期入所（ショートステイ）型は最大７回まで。

⑵　通所（デイサービス）型は最大 10 回まで。

⑶　居宅訪問（アウトリーチ）型は最大 10 回まで。

２　前項の各利用型を組み合わせる場合においても、本事業の利用回数は通算して最大 10 回までとする。

３　前２項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、必要最小限の範囲で利用回数を増やすことができる。

（利用の申請）

第７条　本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、寝屋川市産後ケア事業申請書を提出しなければならない。

（承認及び通知）

第８条　前条の規定により、申請があったときは、申請内容を調査の上、本事業の利用の承認又は不承認を決定するものとする。この場合において、本事業の利用の承認の決定をするときは、寝屋川市産後ケア事業利用承認通知書により、利用の不承認の決定を行うときは寝屋川市産後ケア不承認通知書により不承認の理由を付して、速やかに申請者に通知するものとするとともに、第２条及び第３条の規定により本事業を委託された者（以下「事業者」という。）に対し、利用者に関する必要な情報を提供するものとする。

２　事業者及び利用者は、サービス開始前に、その利用に係る必要な調整等を行うものとし、事業者はサービス内容を利用者に説明しなければならない。

（申請内容の変更等）

第９条　利用者は、申請した事項に変更が生じたときは、寝屋川市産後ケア事業利用変更申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定により、申請した事項に係る変更の承認をする場合は、寝屋川市産後ケア利用変更承認通知書により、利用者に通知するとともに、当該変更の内容について利用変更依頼書により事業者に通知するものとする。

（サービスに係る費用）

第 10 条　利用者は、担当部長が別に定めるところにより、サービスに係る費用の一部を負担するものとし、当該自己負担額を事業者に対して直接支払うものとする。

２　事業者はサービス提供時に利用者から産後ケア事業利用券を回収し、必要事項を記載の上、請求時に市に提出するものとする。

（サービスに係る費用の減免）

第 11 条　寝屋川市は、支援を必要とする全ての産婦が本事業を利用できるよう、担当部長が別に定めるところにより、前条で定める利用者の自己負担額の全部又は一部を減免するものとし、当該減免額については事業者から市に請求するものとする。

（委託料）

第 12 条　市長は、本事業の委託料を事業者に支払うものとし、委託料の額は担当部長が別に定めるものとする。

２　事業者は、本事業の収支の経理状況を明らかにしておかなければならない。

（請求）

第 13 条　事業者は、サービス提供を終了した日の翌月の 10 日までに、請求書に産後ケア事業利用券を添付し市に提出するものとする。

（委託料の支払）

第 14 条　前条の規定による委託料の請求書の提出があったときは、30 日以内に事業者に委託料を支払うものとする。

（委任）

第 15 条　この要綱に規定する文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、担当部長が定める。

附　則

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。